

富山県ゆずりあいパーキング (障害者等用駐車場)利用証制度

富山県では、障害者等用駐車場の円滑な優先利用を促進するため、令和2年4月1日から「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」を実施しています。

制度の概要

➤ 富山県ゆずりあいパーキング (障害者等用駐車場) 利用証制度とは

歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。また、その区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。

制度の協力駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認できる制度です。

〔利用証の交付対象者〕※詳しくは裏面をご覧ください。

障害のある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方で、一定の要件を満たす方が対象です。
※妊産婦、けが人などは有効期限があります。

〔協力駐車区画表示の種類〕

▼車椅子使用者

車椅子使用者優先区画
(幅3.5m以上)

右の表示がある、幅広の区画を利用することができます



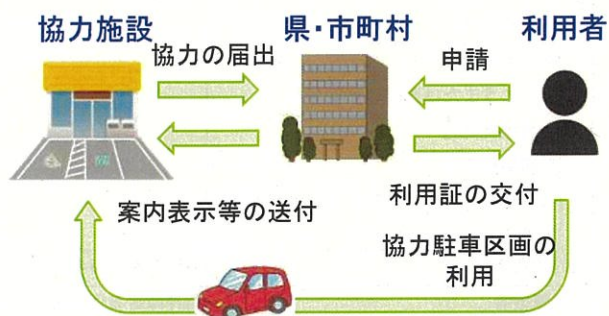
※幅広区画の利用が必要な状態のときは、車椅子を使用しない方も利用できます。

▼車椅子使用者以外の方

右の表示がある区画を利用することができます



障害者等用区画
案内表示



【利用証の
使用方法】
ルームミラー
に利用証をか
けて、車外か
ら見えるよう
に掲示します。



◀利用証

利用証の交付対象でない方も、本制度へのご理解とご協力をお願いいたします。
(お問い合わせ・郵送先は裏面をご覧ください。)

➤ 対象範囲

区分		交付対象者		確認書類	有効期限
身体障害者	視覚障害		1級～4級の方		
	聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害 平衡機能障害	1級～3級の方 1級～5級の方		
	肢体不自由	上肢	1級または2級の方		
		下肢	1級～6級の方		
		体幹	1級～5級の方		
	脳原性運動機能障害	上肢機能	1級または2級の方		
		移動機能	1級～6級の方	身体障害者手帳	
	心臓機能障害		1級～4級の方		
	腎臓機能障害		1級～4級の方		
	呼吸器機能障害		1級～4級の方		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級～4級の方		
	小腸機能障害		1級～4級の方		
	肝臓機能障害		1級～4級の方		
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1級～4級の方		
知的障害者		療育手帳所持者で障害程度欄がAの方		療育手帳	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方		精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		受給者証	
高齢者等 （40～64歳の要介護認定者を含む）		介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の方		介護保険被保険者証	
妊産婦		母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方		母子健康手帳 多胎については、多胎児の人数分の母子健康手帳	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後1年の間 多胎の場合、母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後3年の間
その他けが人または病気等の者		けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方		医師の診断書	医師の診断書等による必要期間以内 （1年以内）

➤ 申請方法

- 窓口での申請：お住いの市町村窓口（詳しくは県のHPをご覧ください。）

【必要な書類等】交付申請書（各窓口でもお渡しします）

確認書類（上の表の「確認書類」欄をご覧ください）

- 郵送での申請：県厚生企画課（下記の住所に郵送して下さい。）

【必要な書類等】交付申請書（県のHPでダウンロード可能）、返信用切手140円分、

確認書類の写し（氏名、住所、障害等の状況が記載されている部分の写しが漏れなく
必要です。※詳しくは、交付申請書の裏面をご覧ください。）

【お問い合わせ・郵送先】

富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
電話 076-444-3197 / FAX076-444-3491
E-mail akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

富山県ゆずりあいパーキング

検索

